

来年3月で指定期間が満了する施設について

指定管理者を募集します

市は、平成17年4月以降、施設の管理・運営に指定管理者制度を導入しています。来年3月

・**溝池谷火葬場**
溝池谷火葬場、甲山墓園の管理・運営を行う指定管理者(法人または団体)を募集します。なお、各施設それぞれ募集を受け付けます。

末まで指定期間が満了する次の施設の指定管理者を募集します。
【募集要項配布期間】7月25日
【申込受付期間】8月1日～9月1日から5年間です。

(アドレスはホームページ参照)の「アウトライン西宮」の中の「指定管理者制度」にも掲載します。

・**甲山墓園**
老人福祉センター(市内2カ所)、母子福祉センターの管理運営を行う指定管理者(法人または団体)を募集します。

【募集要項の配布場所・申込受付窓口】環境総務課(市役所本庁舎3階) 0798・35・3021
【募集要項配布期間】7月25日～8月14日

0798・35・3166
【申込受付期間】8月1日～9月7日

0798・35・3166
【申込受付期間】8月1日～9月14日

・**市営住宅等**
おおむね阪急電鉄神戸線以北(北部地区)の市営住宅など(30団地)を管理する指定管理者(法人または団体)を募集します。

【募集要項の配布】窓口での配布は行いません。7月30日～8月10日に市のホームページに掲載します(掲載場所等は前記のとおり)ので、ホームページからダウンロードしてください。

児童の受け入れ困難な学校区の指定を見直し

マンション等の住宅開発抑制を指導

市は、平成17年4月から、児童数増加による学校の教室不足を防ぐため、「教育環境保全のための住宅開発抑制に関する指導要綱」を施行し、児童の受け入れが困難な学校区等を指定し、地

区内でのマンション等の住宅開発抑制を指導しています。
このたび、19年度上半期の指定地区の見直しを行った結果、10月からの指定地区は次のとおりになりました。同要綱の内容など詳しくは教育委員会計画監修グループ(0798・35・3828)へ問合せを。※同要綱は市のホームページ(アドレスはページ下参照)に掲載しています。

①受入困難地区…大社小学校区
②準受入困難地区…浜脇・高木・用海・甲子園浜小学校区
③予測地区…甲東・瓦林・鳴尾
【申込】9月3日～7日に住宅管理グループ(市役所南館1階)へ

【見直し後の指定地区】

広告



◆財団法人関西電気保安協会
ホームページ <http://www.ksdh.or.jp>

神戸支店/〒657-0057 神戸市灘区神ノ木通2-4-8 TEL(078)-882-3471 FAX(078)-882-3599

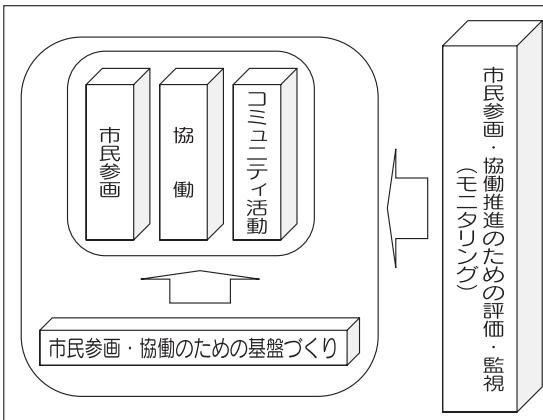
電気の安全について、なんなりとご相談ください。

1 市民参画の仕組み

同策定委員会は、市民が市の政策等の立案、実施、評価に参画する手続きについて検討しています。市はこれまでも、各種計画の策定時に、市民意見提出手続(パブリックコメント)の実施や審議会への公募委員の導入などにより、市民の意見を市政に反映させてきました。しかし、市民の意見を十分に反映するためには、市民が市の政策等の意思形成過程でできるだけ早い段階から参画する必要があります。そのための仕組みについて検討しています。

さらに、市民から市に対する意見を提案できるような仕組みについても検討しています。

策定委員会が策定した「中間まとめ」のイメージ図



5 モニタリング

条例を実効あるものにし、時代の動きに的確に対応させるためには、条例の運用を評価・監視するためのモニタリングの仕組みが必要です。そのために、市民や学識経験者を中心とした評価機関の設置を検討しています。また、その他にも市民参画・協働を推進していくための計画を策定することや市民が参画できる事案を事前に公表する必要性も検討しています。

4 市民の「参画と協働」を支える基盤づくり

市民の「参画と協働」やコミュニケーション活動を推進していくためには、これらを支える基盤が大切です。人材育成や地域コミュニティ活性化するための支援制度などの基盤づくりについて検討しています。

「中間まとめ」を詳しく見るには

同策定委員会が作成した「中間まとめ」の詳細は、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション、情報公開課(市役所本庁舎7階)に配置している「市民参画・協働のための基盤づくり」(中間まとめ)に向け(中間まとめ)に向けて(中間まとめ)ご覧ください。

市役所ホームページ(アドレスはページ下参照)の「アウトライン西宮」の「参画と協働」にも掲載しています。

◆6月市議会終わる

6月定例市議会は、議案19件を可決するなどして、7月6日に閉会しました。このなかで、西宮市監査委員、西宮市固定資産評価審査委員会委員などを選任する人事案件を可決しました。一般質問の内容など詳細は8月9・10日に戸別配布する「西宮市議会だより」に掲載します。問合せは議会事務局(0798・35・3377)へ。

市民と市がそれぞれ果たすべき役割と責任を自覚し、相互に補完しながら共に活動していくかなければならないと考えています。そのため、市民と市が協力し合いながら課題を解決していく仕組みについて検討しています。

3 コミュニティ活動を推進する仕組み

市民の皆さんのが、身近な地域コミュニティに参画することも必要であると考えています。市民の皆さんが多い地域コミュニティにかかるところ(と)で、地域が活性化され、地域の皆さんお互いのつながりが強くなると考えています。そのためにはどのような仕組みが良いかを検討しています。

問合せは西宮市選挙管理委員会事務局(0798・35・3732)へ。
「選挙の主役はあなたです あなたの一票大切に」